

イギリス契約法における信義誠実の原則

—— Yam Seng Pte Ltd v International Trade Corporation Ltd 事件を中心に ——

北 井 辰 弥

- 一 はじめに
- 二 イギリス法における信義誠実
 - 1 信義誠実という言葉
 - 2 契約法における信義誠実
- 三 Yam Seng Pte Ltd v International Trade Corporation Ltd 事件
 - 1 事実の概要と判決
 - 2 学界の評価
 - 3 裁判所の評価
- 四 むすび

一 はじめに

日本民法第一条第二項は、「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」と定めてい

イギリス契約法における信義誠実の原則（北井）

る。この信義誠実の原則（信義則）は、初め債権法上の原則として提唱されたが、戦後このように民法全体の基本原則として明文化され、さらに近年では、私法のみならず公法にまでその適用範囲を広げつつある。信義則のはたす役割についても、立法者の機能ともいふべき法創造機能をはたすとされてきたが、最近の研究では不法の抑止や制裁といった機能をはたしているとの評価もあり、一般原則であるとしても、法理としての適用範囲がやや拡張しすぎたきらいがある。

一方、イギリスにおいては、古くから信義誠実（good faith）という言葉自体は知られていたが、今日、信義誠実の原則という一般的な法原則は存在しないとされている。⁽⁴⁾このことは他のコモン・ロー諸国と比べてもひとりイギリスが孤立している状況であり、したがって、本稿のタイトルは、そのような原則がイギリスにおいて承認されたかのよくな印象を与えるものであって、いささか不適切であるかもしれない。もっとも、本稿では、歴史的には信義誠実のはたしてきた役割が決して小さくなかったこと、そして、裁判所の姿勢にも現在変化の兆しが見られるという点を明らかにするつもりである。

イギリスにおいて信義誠実という観念は、二〇世紀にはほとんど顧みられることはなかったが、一九九〇年代にいくつかの論文集が刊行され議論が高まった。⁽⁶⁾これは信義誠実（good faith）という文言を含んだ欧州委員会指令が、一九九三年代理商（委員会指令）⁽⁷⁾規則、一九九四年消費者契約における不正条項規則と立て続けに国内法化されたことに起因するようと思われる。しかしながら、結局のところ、学界も裁判所も一般原則としての信義誠実の原則の承認については消極的であった。⁽⁸⁾その一方で、契約実務においては契約書において信義誠実がうたわれる例が増加しているようであって、信義誠実条項の解釈をめぐる裁判も増えており、今日では信義則に関する議論が再び活発化し

ている。

本稿は、高等法院の判例ではあるが、一定の商事契約において、イギリスで初めて黙示義務として信義誠実義務を認めた *Yam Seng* 事件を主に取り上げ、本件に対する学説と判例の状況を概観し、イギリス契約法における信義誠実の原則の現状について考察するものである。

一 イギリス法における信義誠実

1 信義誠実という言葉

ラテン語の *bona fides* に由来する（あるいは、フランス語の *bonne foi* を経由する）英語の *good faith* は、「約束を結ぶさいの意思の正直さや告白における誠実さ」を意味し、相手を欺こうとする心持である *bad faith* と一対の表現として一四世紀から使用されている言葉である。⁽⁹⁾ *Good faith* とは、こうした人の内面を評価する言葉ではあるが、わが国でいう「信義誠実」というべき客観的な原則としての意味を担うようになった。⁽¹⁰⁾ 本稿では、*good faith* を基本的に信義誠実と訳しているが、このこと自体後者の意味に着目していることを意味している。もともと、裁判所が、ある者の行為についてその者は信義誠実に行為しなかったと評価をくだす場合、両者の区別は曖昧となる。今日のイギリスの議論を理解するうえで、この言葉には二つの側面があることには注意しておかなければならない。

法的な場面では、*コモン・ロー* が引受訴訟 (*action of assumpsit*) を発展させる以前の段階において、契約違反の被害者が大法官裁判所に提出した請願書などに「信義誠実」という表現が頻繁に登場していたことが知られている。⁽¹¹⁾ し

かし、当初から定型の文言が存在したわけでも、「信義誠実」が最重要の概念であったわけでもなく、おそらく一四世紀の終わり頃までは「法律 law」、「法＝権利 right」、「理性 reason」などの主要概念の中の選択肢の一つであり、債務者に「法律と理性が命ずるところの ceo de ley et reson demandant」をなさせよとか、債務者は「法＝権利と理性に反した *encontre droit et reson*」なうしは「法律と理性に反した *encontre ley et reson*」という表現に交じって、時折、債務者に「理性と法律と信義誠実が命ずるところの ceo de reson et ley et bon foy demandant」をなさせよという表現が用いられることもあった。一五世紀には、「良心 conscience」が最も重要な言葉となり、「法＝権利と良心が命ずるところ as right and good conscience requiren」や「理性と良心が命ずるところ come reson et conscience demandant」という表現も用いられたが、次第に「信義誠実と良心が命ずるところ as good feyth and consiens requyreth」という表現に固まっていたものと思われる。⁽¹⁸⁾

しかしながら、大法官裁判所における定型の文言として、すなわち一種の法律用語として使われ始めた「信義誠実」ではあったが、コモン・ロー裁判所が引受訴訟の範囲を漸進的に広げ、契約違反一般を取り扱うさいには、⁽¹⁹⁾このような一般概念が用いられることはなかった。ロンドン大学ローマ法教授のパウエルは、かつて、「コモン・ロー裁判所は原告の訴訟原因の根拠として、信義誠実の欠如を持ち出すことはなかった」と述べながら、引受訴訟誕生における産みの苦しみを帝王切開にもたとえ、コモン・ロー裁判所は大法官裁判所への対抗心からあえて信義誠実という便利な助産婦 (midwife) を利用せず、引受訴訟の誕生にいたずらに時間をついやしたというような書き方をしている。これはレトリックとしては面白いのかもしれないが、そもそも、ローマ法の誠意訴訟もイギリス法のエクイティも法の厳格化という事態が生じなければ登場しなかったのであり、コモン・ロー裁判所が引受訴訟を編み出し、契約違反に

対する救済を拡大していった時代に信義則のような一般概念に依拠する必要性は乏しかったようにも思われるのである。

さらにいえば、コモン・ロー裁判所もエクイティの要素は必要限度で引き継いでおり、一般原則としての信義誠実をまったく知らなかったわけではなかった。一六六三年に民訴裁判所は、ある条例について「コモン・ローに反するところは何もないように思われるし、また、共通の理性もしくは信義誠実に反するところも何もないように思われ *nothing appears to me disagreeable to law, or dissonant to common reason or good faith*」と述べ⁽²¹⁾、「*or nothing appears to me disagreeable to law, or dissonant to common reason or good faith*」⁽²¹⁾、ほぼ百年後の一七六二年においても、同様の事例につき、王座裁判所は条例がコモン・ローや制定法に反しないだけでなく「信義誠実と理性に合致する *agreeable to good faith and reason*」と述べるのである。⁽²²⁾

コモン・ロー裁判所における信義誠実の具体的法理化はマンズフィールド首席裁判官 (Lord Mansfield CJ) を待たなければならなかった。保険契約をめぐる一七六六年の *Carter v Boehm* 事件において、「この一般原則は、すべての契約と取引 (*dealings*) に適用可能である。信義誠実 (*good faith*) は、一方当事者が個人的に知っていることを隠すことによって、相手がその事実を知らないことや相手がまったく反対のことを信じていることに乗じて、相手を取引 (*bargain*) に引き入れることを禁止する。……当事者が互いに開示しあうことを義務付けるルールの根拠は、詐欺 (*fraud*) を防ぎ、そして信義誠実を促進することである」⁽²⁴⁾と述べたことは有名である。この判決は信義誠実の内容を明確にした点のみならず、当時の大法官裁判所の立場を發展させたものとしても意義のあるものである。例えば、一七三七年に大法官裁判所は、相続における情報の不開示をめぐる「私はこれを信義誠実の重大なる違反、すなわち詐欺行為 (*act of fraud*) と呼ばなければならない」⁽²⁵⁾と判示していたが、マンズフィールドはすべての取引にこの原則が適用可能

であると述べたのである。付言すると、詐欺が *Bad Faith* であることは、*Common Law* でも早くから確立していたが、そこから、*good faith* とは詐欺をしないことであるという意味が導かれ、ここではさらに情報開示にまで進んでいるのである。イギリス法の理解において、*good faith* という言葉の意味がこのスケールの上を動いているという認識は重要である。⁽²⁶⁾

今日のイギリスの学者は、後の *Common Law* の裁判官たちは *Manuscript* に従わなかったと評価している。⁽²⁷⁾ そして、現在では、本判決の先例としての価値は保険契約に限定され、彼が判決文で使用しなかった最高信義契約 (*contract uberrimae fidei*) という言葉が保険契約の例外性を示すかのように使われているが、この判決の後に、信義誠実を根拠に一定の情報開示原則が具体化された場面もないわけではない。⁽²⁸⁾ もっとも、契約自由が標榜されるようになると、信義誠実の意味するところも詐欺をしないという意味に押し戻されていき、同時に、客観的でオーバーライディングな一般原則としての役割も次第に失っていくことになる。一八九二年に、ケクウィッチ裁判官 (*Kekewich J.*) は、*good faith* について、ただ「それは悪意を欠くことである it is the absence of bad faith - of mala fides」と定義するのであるが、これが今日の基本的理解へとつながるのである。⁽³⁰⁾ コリンズは、信義誠実の意味を「この言葉の通常の法律的用法では、信義誠実の基準は、正直さ (*honesty*)、すなわち故意に人を欺いたり害をあたえたりしないことを要求する」⁽³¹⁾ というが、*Manuscript* の理解からは、大きく後退していることがわかる。

2 契約法における信義誠実

(1) 信義誠実の原則が適用するとされる契約類型

今日、保険契約以外にも、信義誠実の原則が通用するとされている場面がある。まず、信認関係から生じた契約において、信認義務を負う者は信義誠実に行動する義務を負うとされる。信認関係とみなされる関係は少なくないが、例えば、「代理人は正直に行為しなければならず、本人の利益とみずからの利益が衝突したときは、みずからの利益を追求してはならない」⁽³²⁾とされるのである。また、パートナーシップ契約も信義誠実の原則が支配する契約類型の一つである。一八五三年、大法官裁判所は「この権限（パートナーを排除する権限―北井）は信義誠実に（bona fide）行使されなければならない。信義誠実（good faith）がすべての契約の本質であることは疑いのないところである。……大法官裁判所は、すべての契約の中に、もしあえて区別できるといふのなら、とりわけすべてのパートナーシップ契約の中に信義誠実（good faith）という基礎があることを前提とする」⁽³³⁾と判示している。最近でも、貴族院の Hoffman 裁判官（Lord Hoffmann）は、「パートナーシップ契約を「ローマ法の組合（societas）のように、エクイティによって信義誠実の契約（contract of good faith）として扱われてきた」⁽³⁴⁾と述べている。

大法官裁判所が伝統的に扱ってきたわけではないが、今日、信義誠実が重要な役割をはたしているいま一つの契約類型が雇用契約である。いくつか注意を払う点がある。まず、前二者のようにエクイティ上の原理に依拠するのではなく、また、ヨーロッパやわが国のような一般条項に由来する義務でもなく、信義誠実義務が黙示上の義務として課されるということである。⁽³⁵⁾そして、主人と使用人の法として発展してきたことから、歴史的には、使用人側の服従義務・忠実義務がまず黙示されたのであって、⁽³⁶⁾使用者側に黙示の誠実義務ないし忠実義務が課されたのは近年のことであるという点もわすれてはならない。⁽³⁷⁾ようやく一九九八年に貴族院は、信義誠実という言葉自体は用いなかったが「使用者は、合理のおよび正当な理由なしに、使用者と労働者の間の信頼および信任（confidence and trust）の関係を破壊

するか、または深刻にこれを損なう形で行為をしてはならない」と判示するにいたっている。また、労働者へのボーナス支給に関する使用者の裁量をめぐって、控訴院はその裁量の「不合理で恣意的ではない、信義誠実で合理的 (Dona fide and rational) な行使」⁽³⁹⁾を命じており、このように雇用契約関係においては信義誠実義務が黙示条項として確立している。契約書に記載がなくとも、信義誠実義務が常に黙示されることが他の契約とは異なるのである。もつとも、黙示条項であることから、労働者に不利なものであっても、原則として当事者の意思で排除できるところには注意が必要である。⁽⁴⁰⁾

(2) 信義誠実の内容が別の法理で達成されているという場面

そもそも信義誠実は、日本では一般条項と呼ばれるように、他の個別の法理が存在していればこれに依拠する必要性は乏しい。イギリスにおいても、信義誠実の一般原則が私法全般に通用していないからといって、ヨーロッパ大陸の法と極端な違いがあるわけではないと説かれることがある。また、信義誠実ではなく、公正 (fairness)、衡平 (equitableness)、合理性 (reasonableness) という言葉がイギリスでは好まれる傾向にあるともいわれる。⁽⁴¹⁾ マケンドリックは、信義誠実という言葉に依拠することなく、同様の内容がイギリスにおいて実現されている場面を列挙しており、ここではそれらを検討しておきたい。

まず、マケンドリックは現行法上「悪意 (bad faith) の具体例である、嘘をついたり、不当な圧力をかけたり、相手の弱みにつけ込んだり、信認関係上の地位を濫用したりすることは、すべて契約の取消事由になる」⁽⁴²⁾という。マケンドリックも bad faith でないものが good faith であるという現代的理解からスタートするのであるが、一九世紀末

までの裁判所は、こうした場合においてむしろ good faith を前面に出していたことを指摘しておかなければならない。例えば、一八二九年の枢密院は「最強の心をもつ者ですらつねに詐欺や虚言に対処できるわけではない。したがって、弱い心の者がそれらの影響のもとで結ばされた取引は有効と判断されてはならない。なぜなら、法は、人と人との間のすべての取引において信義誠実が守られることを命ずる (the law requires that good faith should be observed in all transactions between man and man) のであるから」と述べて精神力の衰えた老人が結んだ契約を取消したのである。⁽⁴³⁾

次に、マケンドリックは、保険契約、禁反言の諸原則、信認関係における法原則、動産売買などにおける品質の黙示条項なども信義誠実の観点から説明できるといふ。マケンドリックは、「信義誠実の一般原則の基礎は、コモン・ローの塵の中でどうか見分けがつく程度のものである」というクラーク (Clark) の言葉を引用しながら、イギリスの裁判所が、こうした個別の諸原則を土台にして、信義誠実の原則という一般法理を構築する段階にはいたっていないという見解に自嘲気味に賛同する。⁽⁴⁴⁾

しかしながら、この説明もまたレトリックとしては面白いが、歴史的にはやや不正確なもののように思われる。そもそも、保険契約における最高信義は、信義誠実の一般原則から発展したことは既述のとおりだし、禁反言において信義誠実が語られたこともあれば、⁽⁴⁵⁾ 動産の隠れた瑕疵について信義誠実が根拠とされることもあった。また、契約の取消しに関する諸判例においても、信義誠実を持ち出すものも少なくなかったところから、一九世紀においてなお信義誠実は一定の法創造機能をはたしていたとみることもできるのではないだろうか。もともと、二〇世紀には信義誠実による法創造もほとんどみられなくなったのは事実であり、そこには近代契約法原則の確立と固定化、それに呼応する裁判所の保守化という要因があることもまちがいない。一九九七年には、枢密院司法委員会は、土地の売買代金の

支払いが一〇分遅れたことを理由に特定履行を拒否している⁽⁴⁶⁾。このような法の厳格化という段階にあって、信義誠実に再び、あるいは三たび注目が集まるのは、むしろ自然なことであるといえよう。

(3) イギリス法の現状

イギリス法の現状については次章でリガット裁判官 (L. Goff J.) が雄弁に語ることになるが、前提となる点をいくつかあらかじめ確認しておく必要があるだろう。信義誠実の原則に注目が集まり始めた一九八九年に、投影片用フィルムの賃貸借契約において、非常に高額な延滞金条項が納品書の中で定められていたという事件において、控訴院のビンガム裁判官 (Bingham J.) は、信義誠実の原則について「イギリス法は、その特徴として、そうした一般原則を採用するものではない⁽⁴⁷⁾」と述べ、その後の信義誠実をめぐる議論に一定の方向性を与えたことはよく知られている。もっとも、ビンガム裁判官も、当該の延滞金条項については、原告は、この不合理 (unreasonable) かつ異常な条項に公正に (fairly) 注意を喚起する必要な措置を講じていなかったとして、この条項の適用を免除していたのであり、信義則にはよらなかったが、過酷な結論は回避していたのである。

いま一つの著名な判決は、一九九二年の貴族院の *Walford v Miles* 事件判決である⁽⁴⁸⁾。被告が自らの会社の売却をめぐって原告と交渉するさい、被告は原告とのみ売却交渉をし、第三者とは交渉しない旨を口頭で合意しながら、結局、当該会社を第三者に売却し、原告が損害賠償を求め訴えたという事件である。原告側の代理人は、被告は信義誠実に交渉する黙示の義務に違反したと主張したため、本件ではそのような義務の存否が問題となった。控訴審においてビンガム裁判官は、「プロデュー氏 (被告代理人―北井挿入) は互いが納得できる解決にいたるよう信義誠実に交渉

する契約というものは概念として不可能であり、ともかく先例上は認められないと主張した。私としては、この概念が不可能であるとは思わない」とし、仮に第三者との交渉禁止期間について定めがなくとも、それはおのずと合理的 (reasonable) な期間に限られるのだから、被告は、信義誠実に交渉する義務を負っていたと述べた。⁽⁴⁹⁾ ピンガム裁判官以外の二名の裁判官はこうした義務の存在を認めず、上告審である貴族院においても、アクナー裁判官 (Lord Ackner) は、信義誠実に交渉する義務というものは実務上効力がなく、イギリスの伝統的な当事者対抗主義に反するとして、これを認めなかった。イギリスにおいては、契約締結段階における信義誠実義務、いわゆる契約締結上の過失というような法理は存在しないことが明らかとなったのである。

ともあれ、こうした義務の存否が貴族院まで争われたことは、信義誠実という概念が実務において意識され始めたことを意味する。また、契約書作成実務においては、明文で信義誠実義務が定められることも増えているようである。Walford v Miles 事件は貴族院判例であるため、その変更は極めて困難であるが、同事件の事案とは異なり、契約書において、信義誠実に交渉する義務が明記されている事件において、そのような義務を認める判決もくだされている。Petromec Inc v Petroleo Brasileiro SA Petrobras (No. 3) 事件において、⁽⁵⁰⁾ 控訴院のロンクモア裁判官 (Longmore LJ) は、スタイン裁判官 (Lord Steyn) の著名な論文を引き合いに出しながら、当事者が定めた誠実交渉条項を法的に無価値と宣言することは「法が正直者の合理的な期待を損なうことになりかねない」と貴族院判決を批判した。しかし先例変更は「本法廷に許されることではない」と述べ、少なくとも、ロンドンのシティーのソリシターによって起草された明示の信義誠実条項については、Walford v Miles 事件は先例とはならないと判示した。

契約の交渉段階でなく、履行に関する信義誠実条項をめぐる争いも増えている。二〇〇七年の Berkeley

Community Villages Ltd v Pullen 事件⁽⁵²⁾は、モーガン裁判官 (Morgan J.) は、不動産開発に関するデベロッパと所有者間の「本合意に関するすべての事項において、両当事者は互いに信義誠実に行為し、そして常に合理的かつ思慮分別をもって行為するものとする」という明示の条項を解釈し、信義誠実という言葉はこれを慎重に避けながらも、この条項により所有者(被告)には「合理的な商事上の公正取引基準を守る契約上の義務」が課され、「合意された共通の目的を達成すること及び原告の正当な期待に合致すること」が求められるとして、デベロッパ以外の第三者への土地の売却の差止が命じられた。

ここで注意すべき点は、抽象的な規定になりがちな信義誠実条項を具体的な事案にあてはめることは、当然、裁判所の解釈に委ねられているということである。二〇一〇年の Golden Group Properties Ltd v BDW Trading Ltd 事件⁽⁵³⁾において、ファースト裁判官 (Judge Stephen Furst QC) は「信義誠実は……いずれの当事者に対しても、自由に交渉されて認められた経済的優位を放棄することを要求するものではない」と述べたが、イギリスでは、明示の信義誠実条項が限定的に解釈される傾向にある。また、信義誠実義務が認められても「悪意 (bad faith) がないのに、一体どうすれば『最高信義である、そうでないものであれ、信義誠実義務』の違反が発生しうるのか、理解が難しい」というように、good faith とは bad faith にいたらないことにすぎないという理解が裁判所において根強く定着している⁽⁵⁴⁾。まして、信義誠実条項がないところで、そうした義務が黙示されることは、労働契約以外ではほとんど争われてこなかったように思われる。次章の Yam Seng 事件判決は、商事契約であっても一定の場合には、黙示の信義誠実義務が存在することを正面から論じたまさに画期的判決なのである。

III Yam Seng Pte Ltd v International Trade Corporation Ltd 事件⁽⁵⁶⁾

1 事実の概要と判決

二〇〇九年五月一二日、シンガポールの Yam Seng 社（原告）とイギリスの International Trade Corporation 社（被告、以下 ITC 社という）は、「マンチェスター・ユナイテッド」のブランド名を冠する化粧品類の中東・アジア・アフリカ・オーストララシアにおける独占販売契約を締結した。当該商品を原告が独占的に販売するのは、主に四二カ所の免税店であり、また、香港、マカオ、そして中国の二つの地域では免税店以外での販売も許されていた。

当初より ITC 社からの納品が遅れるなど両者の関係は良好なものではなかった。また、契約の交渉段階では、同社の担当者は、マンチェスター・ユナイテッドのブランド名を冠する化粧品の製造販売を行うライセンス契約をマンチェスター・ユナイテッド側と結んでいたと告げていたが、これも事実と反していた。両者の関係が決定的に悪化したのは、契約上 Yam Seng 社に独占販売権が与えられていたにもかかわらず、ITC 社が商品をシンガポールの免税店以外の国内市場で販売させる許可を別の業者に与えようとしたことと、その価格が免税店での販売価格より低額であることが判明したためである。またこの件に関し、同社の担当者は虚偽の説明を繰り返し返したかと思えば、独占販売権の放棄を迫り、Yam Seng 社がこれを拒否すると、今度はもともと独占販売権を与えたおぼえはないと主張するなどしたため、Yam Seng 社が相手方の契約違反を理由に契約の解除と損害賠償を求めたのである。

Yam Seng 社は、不実表示法に基づいても訴えているが、この判決が注目されるのは、契約違反の根拠として、I

TC社が信義誠実に取引を行うという黙示条項に違反したと主張し、これが認められたことである。

高等法院のリガット裁判官は、判決文の一一九節以下に疑問符つきで「信義誠実の黙示義務？」と見出しをつけながら、あたかも学術論文のようにイギリス法の理論状況を分析し、そして信義則上の黙示義務を認定する。序文に二〇一三年の三月一日の日付があるパロウズのケースブックの第四版は、「リガット裁判官の判決は、信義誠実に取引する義務に関するイギリス法についての最も進歩的で、広範囲におよぶ、かつ洗練された分析である」と評価しながら、⁽⁵⁶⁾一一九節から一七一節までのほとんどを原文のまま掲載している。今後控訴院ないし最高裁において先例変更がなされない限り、この判決は法学生にとつて必読の判決となることはまちがいない。ここでは多少長くなるが、本判決の主要部分を翻訳して示すことにしたい。

信義誠実の黙示義務？

一一九 請求の原因において申し立てられているように、Yann Seng社は、本件契約には、当事者は互いに信義誠実に取引を行うという黙示条項が存在したと主張する。

一二〇 イギリス法が信義誠実に契約を履行する一般義務 (a general duty to perform contracts in good faith) というものを認めているか、あるいは認めるべきかという主題については、すでに多くの学術的な文献が存在する。しかしながら、この問題を十分検討したイギリスの判決を私は一つとして知らないし、また、本件でもそのようなものは提示されていない。

一二一 学者の間における一般的見解では、イギリス契約法には一般的に適用される信義誠実という法原則は

存在しなごとられてゐる。Chitty on Contract Law (31st Ed), Vol. I, para 1-039 参照。この点に関して、Interfoto Picture Library Ltd v Shiletto Visual Programmes Ltd 事件 ([1989] 1 Q.B. 433 at 439) におけるペンガム裁判官 (Bingham L.J.—肩書は当時) の次の所見がしばしば引用される。

「多くのヨーロッパ大陸法系の国々においては、そしておそらくコモン・ローの世界の外部の大半の国々においては、契約当事者は契約の締結および履行にあたり信義誠実に行動すべきという基本原則 (overriding principle) を、その債務法は承認し、そして強制している。このことはただ契約当事者は互いに相手を欺いてはならない—すべての法系の国々が認識しているはずの原理である—ということを意味するだけではない。おそらくその趣旨は、次の比喩的な口語表現によって最もよく表現することができる。すなわち、「正々堂々とたたかう playing fair」「洗いで洗い白状する coming clean」あるいは「手の内をさらけ出す putting one's cards face upwards on the table」という表現である。これは本質的に、公正で開かれた取引の原理である。……イギリス法は、その特徴として、こうした基本原則を採用することはせず、不公正な問題が顕在化するたびに漸進的な解決策 (piecemeal solutions) を発展させてきたのである。」

一二二 イギリス契約法が信義誠実義務を認めないという主張の根拠としてしばしば引用されるいま一つの事件は、Walford v Miles 事件 ([1992] 2 A.C. 128) であるが、ここで貴族院は、信義誠実に交渉する義務というものは「交渉に臨むさいの当事者の對抗的地位にとって本質的に相容れない」ものであって、「実務上は効力がない」(同一三八頁。アクナー裁判官) とみなした。しかしながら、この事件は、契約締結交渉を行う当事者の地位に関するものであって、すでに契約を締結し、したがって互いに契約上の義務を負うことにいたった当事者に関するも

のではない。

ここでは、ヨーロッパの信義則に対するビンガム裁判官の理解が非常にイギリス的で極端なものであることに注意しなければならない。リガット裁判官は、この点にはとくに立ち入らず、信義誠実義務を否定した *Walford v Miles* 事件判決が、契約締結前の交渉にのみ関わるとして、本件とは区別されることを念のために明らかにし、次にマケンドリックの説明を手がかりに、信義誠実義務に対する主要な反論を検討する。

一二三 マケンドリック教授が信義誠実の原則に対する「伝統的なイギリス（人）の敵意 traditional English hostility」と呼ぶところには、二三の主要な理由がある。McKendrick, *Contract Law* (9th Ed) pp. 221-2 参照。

第一の理由は、ビンガム裁判官が上の引用部分で述べているところであるが、イギリス法が好む手法は、適用が広範におよぶ原理を強制するのではなく、むしろ個別の問題に対応する個別の解決策を練り上げることによって、漸進的に発展することである。第二の理由は、イギリス法は個人主義の精神を体现するものとされ、その精神によれば、当該契約の条項に違反しない限り、交渉においても契約の履行においても、当事者が自己の利益を追求することは自由であるというものである。第三の主要な理由は、契約の履行について信義誠実の一般原則を承認することが大いなる不確実性を招くおそれがあるということである。契約上の義務の内容が曖昧で主観に左右されることになりはしないか、そうした原則の受容がイギリス法が常に大いに尊重してきた契約の確実性という目標を台無しにするのではないか、という懸念が存在するのである。

一四四 しかしながら、信義誠実の一般原則というものの承認を拒否することは、もし本当に拒否してしまうなら、この法域は潮流に逆らって泳いでいるようなものである。ビンガム裁判官が *Intertio* 事件において述べたように、(ローマ法に由来する) 信義誠実の一般原理は、ドイツ、フランスそしてイタリアといった大陸法系の国々の大半において承認されている。これらを発信源として、信義誠実への言及はEU法を経由してイギリス法にも及んでいる。例えば、欧州指令に効力を与えた一九九九年消費者契約不当条項規則は、信義誠実規定 (requirement of good faith) を含んでいる。この概念を用いるEU指令を履行した他のいくつかの立法例は、*Chitty on Contract Law* (31st Ed), Vol 1 at para 1-043 に記述がある。ランドー委員会が提案したヨーロッパ契約法原則および欧州委員会が提案する規則である共通ヨーロッパ売買法―現在も諮問が進行中である―といったEU加盟国の契約法を調和する試みもまた信義誠実および公正取引 (good faith and fair dealing) に則って行爲する一般義務を盛り込んでいる。この原理がイギリス法に浸透していくこと、そしてより一層統一されたヨーロッパ契約法―そこではこの原理が重要な役割を演じている―を求める圧力が増していくことは、ほとんど疑いの余地がない。

一二五 さらにいえば、契約の履行における信義誠実を認めるか否かということが、大陸法諸国とコモン・ロー諸国との間の相違、すなわち大陸的パターンリズムとアングロ・サクソンの個人主義との間の相違を反映すると考えることも誤っている。そうした考えは、この原理が合衆国でながく認められてきたという事実によって反駁される。ニューヨーク州最高裁は、一九一八年「すべての契約において、契約当事者間における信義誠実および公正取引が黙示される」と述べた。 *Wigand v Bachmann-Bechtel Brewing Co.* 222 N.Y. 272 at 277.

一九五一年に最初に公表され、多くの州によって採択された統一商事法典は、一—二〇三条において「本法のおよぶすべての契約または義務は、その履行または強制において信義誠実義務を課す」と規定し、これと同様に、契約リストイメント（第二版）二〇五条は、「すべての契約は、その履行および強制において信義誠実および公正取引の義務を当事者に課す」と定める。⁽⁵⁷⁾

このように、イギリス法の孤立性をことさらに強調することが信義則を認める理論的根拠となるかはさておき、この後リガット裁判官は、カナダの判例（二二六節）、オーストラリアの判例（二二七・二二八節）、ニュージーランドの判例（二二九節）、そしてスコットランドの判例（一三〇節）をそれぞれ紹介し、コモン・ロー諸国において、信義誠実の原則が認められていることを確認する。

一三一 イギリス法のもとでも、雇用契約およびパートナー間の契約などの当事者の関係が信認関係であるとされるような一定の契約類型では、信義誠実義務が付随義務として法的に黙示（implied by law）されている。しかしながら、たとえ任意規定（default rule）であっても、イギリス法が信義誠実の原則（a requirement of good faith）をすべての商事契約の中に法的黙示義務として認める段階に到達しているとは思わない。もつとも、条項を事実上黙示するためのイギリス法上確立した手法に従う限り、契約当事者の推定される意思に基づいて、通常の商事契約の中にそうした義務を黙示することに問題があるとも思わない。

リガット裁判官は、商事契約であっても、当事者の意思解釈を根拠とする限り、本件でも信義誠実義務が黙示されることを示唆する。バロウズは、ケースブックの解説において、「事実的黙示条項を認める伝統的アプローチから、一定の黙示条項が導かれ、さらにそこからより特定のな黙示条項が築かれていく可能性を本判決は明らかにする」とこの部分に注目していた。⁽⁵⁸⁾そして一三二節では、伝統的なお節介な傍観者 (officious bystander) のルールと取引の円滑な遂行のルールが説明され、次に本件で適用される新しい解釈手法が説明されることになる。

一三三 契約の解釈に関して、現代の判例法は、契約というものが、他のすべての人間の意思疎通と同様に、語られることのない共通の理解—これが契約の意味を定める—を背景事情として結ばれることを強調する。関連する背景事情には相当の広がりがあることと背景には観念上の制限がないという事実もまた強調されている……。

一三四 当面の目的にとって重要なことは、契約が結ばれた背景事情には、当事者が了解している事実だけではなく、共通の価値観および行為規範が含まれるということである。それらのあるものは、社会全体で当然許容される規範である。特定の取引または商業活動にのみ適用される規範もあるだろう。さらに、限定的に、特定の契約関係の特徴から生じる規範もあるかもしれない。そうした規範には、契約締結時に当事者の合意を記載する書面にはいちいち明記されることなく、当事者が当然の前提とするものが少なくない。

一三五 ほとんどすべての契約関係の根底にある一般規範の典型は、正直さ (honesty) への期待である。この期待は商事取引の本質であり、これは互いの信用に決定的に依存するものである。ところが、これが明示の契約

上の義務の対象となることはほとんどない。つまり、もし契約条項の交渉段階において一方の当事者が相手方が正直に行為することを求める明文規定の挿入を求めるならば、こうした要求自体が信用の欠落を意味することに、当事者の関係が損なわれるからである。

リガット裁判官は、次の一三六節でそのような実例として保険契約に関する貴族院判例を示す。⁽⁶⁰⁾ 保険契約は例外的に信義則が認められていた事例群ではあるが、リガット裁判官は、正直さを前提とすることは商民法全体に共通すると考えているのである。取引において正直であることは、当たり前であり、当然に取引も円滑にするのであって、伝統的黙示ルールからも肯定されるという(一三七節)。さらに、裁判官は、正直さだけでなく、不適切な(improper)行為、商事的に許容できない(commercially unacceptible)行為、非良心的(unconscionable)な行為をしないことも契約書に書かないほど当然であって、信義誠実の一つの重要な側面は、これら記述されない規範を守ることであるという(一三八節)。次に信義誠実のいま一つの側面が論じられる。

一三九 第一の側面と重なるが、信義誠実のいま一つの側面は、当事者の取引に誠実であること(fidelity to parties' bargain)であるということができよう。ここでの中心的な考え方は、発生しうるすべての事態に備えられた規定するという意味においては、契約というものは完璧たりえないのである。したがって、特に規定されなかった事態に対し、ある契約を適用するためには、契約書の文言は、当該契約の明示または黙示の価値および目的を推進するような合理的解釈が与えられなければならない。この原則は、契約の解釈に関する今日のイギリ

スの判例法において十分に確立している。例えば、*Rainy Sky SA v Kookmin Bank* 事件 ([2011] 1 W.L.R. 2900)、*Lloyds TSB Foundation for Scotland v Lloyds Banking Group Plc* 事件 ([2013] UKSC 3 at [23], [45] and [54]) 参照。さらに、この原則は、例えば履行における協力条項が黙示された一連の判例の根底にあり、それらの判例を説明するものである。Mackay v Dick 事件 ((1881) 6 App Cas 251, 263) および *Chitty on Contracts* (31st Ed) Vol 1 at paras 13-012 — 13-014 を言及される判例を参照。

リガット裁判官は、ここでは *faith* と同じ語源をもつ *fidelity* という言葉を用いながら、*good faith* のある種のオーバライディングな側面をさりげなく論じるが、裁判所の介入はあくまで契約の解釈の範囲であることを強調している。さらにリガット裁判官は、一四〇節において、こうした二つの機能は、契約上の明文の信義誠実義務を解釈した最近の事例、すなわち *Berkeley Community Villages Ltd v Pullen* 事件および *CPC Group Ltd v Qatari Diar Real Estate Investment Co* 事件とも軌を一にすると説明する。

一四一 信義誠実が命ずるところは、コンテキストに左右される (what good faith requires is subject to context)。これは正直という中心的価値を含む。いかなる状況でも、その陳述が不実であること(と)を知りながら、相手方がその陳述を信頼することを意図しながら、事実に関する陳述を行うことによって、相手を欺くことは不正直である。しかし、正直が命ずるところは、必ずに進む (the requirements of honesty go further) ……。

この後に本件の具体的事案を念頭に置くものと思われるが、例示として、発言時には気がつかなくとも、後で不実と分かった場合に黙っていることや、のらりくらりと回答をはぐらかすことも不正直であるという。また、ここではリガット裁判官も、マンスフィールド以来の情報提供の程度という尺度において信義則を議論しているところがわかる。ただし、それはコンテキストに左右されるというのである。そして、現行法の単純な区分が批判され、新しい尺度の基準が提案されることになる。

一四二 ……イギリス法は、伝統的に、当事者が相互に情報開示という重い義務を負う一定の関係—例えば、パートナーシップ、トラステーション、その他の信認関係—と、いかなる情報開示義務も課されないとされる。これら以外の契約関係との間に明確な線を引いてきた。控えめにいっても、この区分はあまりに単純すぎる。一回限りの交換のような契約において、契約の履行に関する情報の開示義務が黙示されることになるようにも思われないし、多くの契約がこうした分類になじまない。そもそも、ここには互いの当事者が強い関わり合いを持つ長期関係が含まれていない。そうした「関係的 relational」契約—しばしばそのように呼ばれている—においては、相互の信用と信頼に基づく高度の意思疎通、協力および予測可能な行動が要求され、また、忠実さ (loyalty) への期待も必要とされるが、これらは契約の明示条項として規定されることはなく、当事者間の了解事項として、そして、当該取引を円滑に進めるために必要なものとして、黙示されるのである。そうした関係的契約の例としては、ジョイント・ベンチャー契約、フランチャイズ契約そして長期の独占販売契約をあげることができる。

ここで重要なのは、リガット裁判官が「関係的契約」理論を持ち出したことである。そして、そのような関係的契

約においては、情報開示が黙示義務になるという。リガット裁判官は、長期の独占販売契約を関係的契約の一つに挙げており、この理論を本件の事実関係にあてはめる。

一四三 本件の契約は、両当事者が、履行にあたって効果的に意思疎通し、互いに協力することが求められる独占販売契約である。特に、ITC社は生産を計画し、マンチェスターユニテッド商品について将来予見されるYam Seng社からの需要に十分注意する必要がある。Yam Seng社としては、当該商品のマーケティング費用を被りつつ、注文の獲得に努めていたのであるから、いつどのような商品が販売可能となるかにつきITC社側の最善の予測についての情報提供を受けられることと、この情報に関する重大な変更については照会することなく知らされることを期待する権利があったとすべきである。しかしながら、Yam Seng社側の主張は、このような形では提起されておらず、したがって、本件において信義誠実の命ずるところ (the requirements of good faith) が何らかの積極的情報開示義務に及ぶかについて、私がここで判断することは必要ではない。

一四四 信義誠実の命ずるところ (the requirements) はコンテキストに左右されるが、信義誠実のテスト (the test of good faith) は、次のような意味において客観的なものである。すなわち、これは特定の行為が不適切かいなかにについての当事者の考えに左右されるのではなく、特定のコンテキストにおける当該の行為が、合理的かつ正直な人々ならば商事的に受け入れがたいとみなしたであろうかということを決まるのである。……

一四五 これまで述べたことが了解されるならば、契約の履行において信義誠実の黙示義務を承認することに ついては、イギリス法にとって新奇 (novel) なものも異質 (foreign) なものも全く存在しないのである。これは

スタイン裁判官 (Lord Steyn) がわれわれの契約法に一貫するテーマとして明らかにしたところ、すなわち合理的期待が保護されるべきであるというテーマとも合致する。First Energy (UK) Ltd v Hungarian International Bank Ltd 事件 ([1993] 2 Lloyd's Rep 194, 196) 及び (1997) 113 L.Q.R. 433 参照。さらに、思うに、そのような観念は、十分に確立したいくつかの先例の流れにおいてもすでに反映されているのである。一つの例は、すでに述べた一団の判例であって、ここでは契約の履行における協力義務が黙示されていた。いま一つの例は、契約によって一方当事者に決定権が付与され、その決定が両当事者に影響を及ぼす場合には、その権限はそれが付与された目的に照らし、正直にそして信義誠実に行使されなければならない、恣意的に、独断的に、そして、不合理 (unreasonable) に—根拠なしに (irrational) という意味—行使されてはならないとする先例から構成される。例えば、Abu Dhabi National Tanker Co v Product Star Shipping Ltd (The "Product Star") 事件 ([1993] 1 Lloyd's Rep 397, 404) 'Soimer International Bank Ltd v Standard Bank London Ltd 事件 ([2008] 1 Lloyd's Rep 558, 575—) 参照。さらにもう一つの例は、一方当事者の同意が相手方の一定の行為において必要とされるときに、そうした同意が不合理に—右と同様の意味—撤回されないことが黙示される場面にかかわる。例えば、Gan v Tan Ping (Nos 2 & 3) 事件 ([2001] Lloyd's Rep IR 667) 'Eastleigh BC v Town Quay Developments Ltd 事件 ([2010] 2 P&CR 2) 参照。さらにまた別の例として挙げるべきなのは、Interfoto 事件がその先例の一つに連なるものであり、そこでは一方当事者が相手に遵守を求める契約条項が異常すなわち通常とはかけ離れている場合、そのような条項が強制されるためには相手に対して公正な注意喚起がなされなければならないと判示されているのである。

ここでは、リガット裁判官は、慎重に信義則を客観的でオーバーライディングなテストとして打ち立てようとしている。信義誠実の原則が求められるところが、イギリスで定評のあるスタイン裁判官の「合理的期待」論にも合致し、異質なものではないことが強調されている。そしていくつかの先例の中に、信義誠実の考えがすでに現れていることを指摘するのである。なお、Abu Dhabi National Tanker 事件において、裁量権が「正直にそして信義誠実に行使されなければならぬ」とこの時期の裁判官としては珍しく「信義誠実」という言葉を用いていたのは、控訴院判事であったリガット裁判官の父親であったということも、イギリスではあえてふれないようであるが、参考までに指摘しておきたい。リガット裁判官は冒頭でイギリス法が信義誠実の原則に反対する三つの理由を示していたが、信義誠実の原則を受け入れるべき理由をさらに示すという（一四六節）。

第一の理由は、信義誠実義務の内容はコンテクストに依存し、個々の契約の解釈で決まるのであるから、それはコモン・ローのケースバイケースの手法に沿うものであり、信義誠実の原則を受け入れることは、決して、大陸法的な思考方法を受け入れるものではないというものである（一四七節）。これは反論の一番目に対応する。

第二の理由は、信義誠実義務の基礎は当事者の意思をただ推定することであって、「当事者が互いの利益を追求する自由を不当に制限すること」にはならず、そもそも「契約を結ぶということの本質は、当事者が互いの利益に向かつて協力するために互いを拘束することである」という（一四八節）。これは反論の二番目に対応する。

第三に、信義誠実義務は黙示されるのであるから、当事者は明文で排除することができる（一四九節）。第四として、やや視点を変えて、「信義誠実および公正取引 good faith and fair dealing」と表記してもかまわないとしながら、むしろ fair dealing が加わることで、この場合の good faith が客観的なものであることが明らかになると歓迎する（一五〇

節⁶¹。第五に、イギリス法が手の内を相手に全部さらけ出すというタイプの信義誠実に消極的であるとしても、それは信義誠実に関する文化的な見解の相違であって、このことから直ちに信義誠実自体の必要性を拒否することがあってはならないという（二五一節）。

そして、第六の理由は、信義誠実義務を認めることが大いなる不確実性をもたらすという考えは誤りであって、その不確実さの程度は、せいぜい契約の解釈に内在するものにすぎないとする（二五二節）。これは反論の三番目に対応する。そして、契約の履行における信義誠実の原則に対する伝統的なイギリス（人）の敵意は誤りであると結論づけるのである（一五三節）。

リガット裁判官は引き続き当事者の主張を検討し、とくに本件においてはITC社が故意に誤った情報を提供しない黙示義務（一五六節）と免税店販売価格を下回る価格で他社に販売を許可しない黙示義務（二六四節）を負っていたと認定した。そして、後者については立証が不十分としながら、前者については次のように述べその義務違反を認定する。

一七一 しかしながら、プレスウェル氏は国内の流通価格が六五シンガポールドルに引き上げられたとトゥリ氏が信じていたことにつき、これが誤りであると知りながら放置したのであって、同氏の態度が不正直なものであったことは、プレスウェル氏の理解はともかく、客観的に疑いがない。さらに、本件のこうした不正直さというものは、Yam Seng 社がその顧客と取引する上で商業的に重要な事項にかかわり、思うに、長期の商事取引にとって決定的に重要である信用そのものの根幹にかかわるのであって、このことは二人の個人の相互の信用に依

存するような取引にあつてはいつそうあてはまることである。シンガポールでの価格設定に関する不正直な行為が明らかになったあと—さらにプレスウェル氏が自らの行為についての釈明を拒否したことを考慮すればなおさらであるが—トゥリ氏の立場にあるビジネスマンがITC社とビジネスを継続することが合理的に期待されるとは思わない。したがって、私はこのことが拒絶的契約違反にあたりと判断することについていっさい躊躇をおぼえない。

ここでは本件の特殊性が判決に反映されている。二つの会社の取引はもっぱら二人のビジネスマン個人の間でのみ進んでいた。そして、ITC社側の担当者であるプレスウェル氏の不誠実な態度をリガット裁判官も一七節では「症候的symptomatic」と皮肉っていた。また、二人の間の契約書も法律家がまったく関与しない数項目からなる簡素なものであり、そのような意味でも黙示条項が認められやすい事例であつたといえる。リガット裁判官は、結論として、(一) 明示条項に違反し、他の業者に販売をさせようとしたことと、(二) 黙示条項に違反し、誤った情報を提供したこととの二点から、ITC社の契約違反を認め、Yam Seng社の契約解除を正当としたのである(一七三節)。

2 学界の評価

本件は、高等法院の事件ではあるが、信義誠実に契約を履行する黙示義務に関する画期的な判決であつて、すでに多くの判例集に掲載されている。ここでは、リガット裁判官の判決に対して否定的なウィタッカーの評釈と肯定的なキャンベルの評釈を中心に学界の対応を整理する。

(1) サイモン・ウイタッカー⁽⁶²⁾

もともと学界においては信義誠実の原則に肯定的な見解は少数であったので、ロー・クォーターリー・レビュー誌に批判的な評釈がいち早く掲載されたことはごく当然なことであった。⁽⁶³⁾ オックスフォード大学のウイタッカーは、まず本判決の信義則に関する部分が、厳密には傍論にすぎないと指摘する。⁽⁶⁴⁾ つまり、他の業者者に販売させようとしたことがすでに明示の条項違反であり、リガット裁判官がわざわざ黙示条項について論じる必要はなかったというのである。もつとも、実際に販売がなされたわけではなく、この違反だけで契約解除まで認められたかは疑問であって、リガット裁判官は、念入りに明示条項違反と黙示条項違反の二つから契約解除を認めているのであるから、厳密には傍論にはあたらないようにも思われる。もつとも、こうした考え方を後の裁判官が採用する可能性がないわけではない。信義則に否定的な裁判官であればこうした論法を好むかもしれない。

さらにウイタッカーは、免税店販売価格を下回る価格が他の業者には許可されないという条項が黙示されたことについて、黙示される義務内容が具体的なコンテクストに依存するといっているのであれば、あえて信義則を持ち出すまでもなかったという。またもう一つの黙示上の義務とされた誤った情報を提供しない義務については、これは詐欺 (Fraud) と同じことであるとしながら、そもそも詐欺は契約の取消事由であって、契約締結後の詐欺が契約の解除事由になることは聞いたことがないとウイタッカーは批判する。⁽⁶⁵⁾ しかし、当事者も詐欺について争っておらず、信義則上の黙示義務に批判的であるあまり、ここでは多少議論が混乱しているようにも思われる。また、信義則を詐欺と結びつけるところはイギリス的な発想ゆえである。

リガット裁判官は、イギリス法が信義則に反対する三つの理由を挙げ、それぞれに反論を加えていたが、ウイタッ

カーは、これに再反論を試みている。まず、リガット裁判官は事案を積み上げるコモン・ローの手法を踏襲しただけといながら、当事者の期待を保護するために信義誠実に関する黙示義務までも導いており、これは行き過ぎであった、法政策論としてはともかく、コモン・ローの漸進的発展を反映するものではないと批判する。次に、「当事者が互いの利益を追求する自由を不当に制限すること」にはならないという点について、当事者が互いに協力するために契約を結ぶという理解をめぐり（一四八節）、ウイタッカーは「イギリスの多くの契約法学者はこうした契約締結の本質に関する見解に根本的に反対するだろう」とし、⁽⁶⁶⁾ 契約自由の原則からは、当事者が互いに協力することは要請されないとする。さらに、ウイタッカーは、一三八節に関して、嘘をつかないことと、不適切な (improper) 行為、商事的に許容できない (commercially unacceptable) 行為、非良心的 (unconscionable) な行為をしないこととはまったく別であって、信義則のような一般的な原則の導入は、イギリス法に不確実性をもたらすという。

さらに、オックスフォードの比較法担当教授であるウイタッカーは、リガット裁判官による黙示による信義則の推定は、当事者が明示的に契約で排除できるのであつて、大陸法の信義則の考え方と相容れないという点をも指摘する。もつとも、この批判はかえって今回のリガット裁判官の判決が、決して大陸法的な信義則を導入するものではなく、漸進的な法発展における一事例に過ぎないことをむしろ裏付けるだけのようにも思われる。ウイタッカーは、信義則を明示規定で排除できることから、一般的な信義則の推定を嫌う商事取引の当事者が確実性を確保するために信義誠実義務排除規定を契約書に盛り込むことになると予測するが、当事者の関係を損ないかねない実務慣行がはたして本当に行われるかどうか、興味深い指摘ではある。

最後に、ウイタッカーは「イギリス法は信義誠実という一般的法理を拒絶するものであり、それがこのような一般

的な黙示条項によって崩されるべきではない」と結論づけている。⁽⁶⁷⁾

(2) デイビッド・キャンベル

ランカスター大学のキャンベルは、イアン・マクニールの関係的契約論⁽⁶⁸⁾のイギリスにおける代表的紹介者であり、二〇一三年に出版されたマクニール追悼記念論文集の編者である。⁽⁶⁹⁾ マクニールの追悼論文集がほぼイギリス人だけで出版されたことは、それ自体興味深いことではあるが、その謝辞(連名ではあるが)において、キャンベルは「関係的契約理論に」影響を受けたすべてのイギリスの学者から寄稿を受けることは到底不可能であったが、それでも本記念論文集は、そうした学者を代表し、伝統的な契約法学の限界に対して、イアンの著作の精神をくみつつ、力強く挑戦しようとするものである。本書が、関係的契約理論が生産的役割をはたした初めての判決がイギリスでくだされたまさにその年に出版されることは、まことに時宜をえたものであろう」と述べ、その初めての判決である Yam Seng 事件にふれるとともにモダン・ロー・レビュー⁽⁷⁰⁾に近く判例評釈が掲載されることを予告していた。

彼のモダン・ロー・レビューの評釈は、主眼は関係的契約論に照らしてリガット裁判官の判決の価値を評価するというものであり、理論上の難点を指摘するところもあるが、基本的には本判決を歓迎するものである。

キャンベルはまず判決の一四二節を示した後で、リガット裁判官の関係的契約論が、関係的契約という概念を否定した二〇〇一年の控訴院判決である Baird Textile Holdings plc v Marks and Spencer plc 事件⁽⁷¹⁾とは相容れないことを指摘し、暗にイギリス法の変化を示唆する。⁽⁷²⁾ また、マケンドリックの「イギリス法では、関係的契約を正式のカテゴリとして認める方向に進むことは、正しいこととはみなされないであろう」というやや悲観的な言葉を引用しな

がら、イギリス法がこの方向に踏み出さなければ、約因論のような契約法の基本問題でさえも今日では整合的に理解できなくなっているという。⁽⁷⁴⁾

キャンベルは、次に、リガット裁判官の一三三節、一三四節、一三五節、そして一三九節を示したあとで、「リガット裁判官はここでマクニールが関係の契約論において基本的に論じようとしたことを見事に捉えている。すなわち、当事者の合意のみの産物にすぎない契約などというものは存在せず、むしろ契約は根本的に協力的交換関係であり、この関係の本質は、当事者個人の主観的な意思に求めることはできない。契約締結行為は、こうした協力を制度化する各当事者の自治を尊重するという黙示義務の枠組みにおいてのみ成立しうるのである」と称賛する。⁽⁷⁵⁾ すべての契約を関係的に捉えているところがマクニールに忠実であるというのである。リガット裁判官自身は、一回の契約と継続的契約を一応分けているようにも思われるが、確かに、一三四節では、およそすべての契約に背景事情があると捉えながら、またそれを一種のスペクトルの中で理解しているように読むことができるかもしれない。

キャンベルもまたウイタッカーと同様、イギリス法が信義則に抵抗するさきの三つの理由を検討しながら、本判決を分析する。まず、当事者の利益追求の制限になるかという点を取り上げるが、キャンベルは、ウイタッカーがイギリスの多くの契約法学者が反対すると指摘した同じ箇所（一四八節）を引用した後で、「マクニールが力説していた契約は協力のシステムであるということ（イギリス法の中ではじめて自覚的に承認した重要な段階を示すもの）」として歓迎する。⁽⁷⁶⁾

次に、イギリスの漸進的發展という点については、リガット裁判官に賛成しながら、信義則を認めることが、信義則という一般原理を持つことではないという点が理解されれば、現在の論争も大幅に改善されるとの見解を示す。⁽⁷⁷⁾ 最後

に、不確実性についてであるが、一四一節に關し、本件の具体的状況に照らして「なぜ正直さが命ずるところが、さらに進む」のか、「なぜ本件契約において情報提示義務の認定が正当化されるのか」について十分な説明がなされておらず、「リガット裁判官の結論でさえ、当事者の意思に由来しない道徳基準としての信義誠実を押し付けるかのような感じが残る」とし、これが不確実性を招くことになると批判している。⁽⁷⁸⁾

信義誠実という言葉の意味が動き、同時に、客観的基準として登場しようとすることに對し、嗅覚が見事にはたしているが、本判決に好意的な評者ですらこの点は譲れないのである。ここで、キャンベルの理論に關して注意すべき点は、キャンベルは關係的契約論がパターンリスティックなものであるという一般的理解に對して「これは断じてマクニールの意図するところではない」と反論し、むしろ、市場競争 (competition)こそがマクニール理論の中心概念であると捉えていることである。⁽⁷⁹⁾ そうした視点からも、こうした批判が出てくるのであろう。

(3) マケンドリック

キャンベルは、本件に關するマケンドリックの論文が二〇一四年に發表されるとしていたが、現在のところマケンドリックの論文は確認できていない。信義則導入に賛成の立場から発言を続けてきたマケンドリックの見解は判決中でも参照されており、彼の詳細な評価が注目される場所ではあった。

判例評釈ないし論文には接することはできなかったが、マケンドリックは二〇一四年に彼の教科書を改訂したさい Yam Seng 事件に言及している。リガット裁判官が判決にあたって大いに参照し、依拠していた二〇一一年の第九版では、貴族院が契約締結前の信義誠実義務を否定した *Walford v Miles* 事件にふれたあとで、「信義誠実という原則

に対する伝統的なイギリス（人）の敵対心も和らぐ兆候が存在する」と述べていた。ただし、マケンドリックはここに判例などは一切引用していなかったのだが、第一〇版では「少なくとも、（契約交渉時ではなく）契約の履行というコンテキストにおいて信義誠実義務の存在が争われる事件において」とここに加筆⁽⁸¹⁾、Yam Seng 事件の一一九節から一五三節を注記したのである。

3 裁判所の評価

Yam Seng 判決は高等法院の一判決にすぎないが、その革新的な内容からすでに裁判所は本判決をたびたび引用している。ここでは、本判決を引用・参照した事件を中心に紹介しながら、イギリスの裁判所の基本的な姿勢を探ってみたい。

(1) Compass Group UK and Ireland Ltd (Medirect) v Mid Essex Hospital Services NHS Trust 事件

信義誠実義務を承認しようという兆候は、もちろん Yam Seng 事件が最初というわけではない。オール・イングランド・リポーツの年次報告でも、二〇一二年からは「履行における信義誠実 Performance in good faith」という項のもと二つの判例が紹介されていたが、その一つが Medirect 事件の高等法院判決である⁽⁸²⁾。

国民保健サービス（NHS）を担う独立公営企業である病院トラスト（被告）は、食事や清掃などを請負業者（原告）に委託していた。七年契約の契約書には、「トラストと請負人は、効果的な情報および指示の伝達において、そして、病院または場合に依りてその受益者に当該契約の利益を十分享受させるために、互いに信義誠実に協力し必要

な一切の措置を講ずるものとする。The Trust and the Contractor will co-operate with each other in good faith and will take all reasonable action as is necessary for the efficient transmission of information and instructions and to enable the Trust or, as the case may be, any Beneficiary to derive the full benefit of the Contract」この規定が⁽⁸⁴⁾あり、別の条項では、業者のサービスが不十分な場合には、病院側は支払代金を減額できるとされていた。業者側は一方的な減額判断（例えば、賞味期限が一日過ぎたデザートやムースを提供したことにつき、八万五千ポンドの減額）につきたびたび異議をとねえしたが、当事者間での調整がつかず、結局「互いに信義誠実に協力する義務」に被告が違反したとして、契約解除を主張したという事件である。第一審においては、契約上信義誠実に協力する明示義務があったこと、さらに、（黙示義務の議論は慎重に回避しながら）減額の判断において権限の濫用があったとして、契約の解除が認められた。⁽⁸⁵⁾

Yam Seng 判決に先行するこの判決は、契約書に明示の信義誠実条項が存在する場合に、まず履行全体にわたる一般的信義誠実義務が認められ、これを前提として黙示義務にも匹敵する権限濫用という判断がなされたものであった。Yam Seng 判決は、明示の信義誠実条項がない場合でも、一定の契約類型においては、一般的信義誠実義務が黙示されるとしたものであり、この Medirest 判決を大きく前進させた判決であった。もっとも、Yam Seng 判決がこの事件を引用していないのは、当事者が援用しなかったからではあるが、Medirest 事件にはそもそも明示条項があったためであろう。

ところが、控訴院は、この一審判決を覆し、信義則の議論を後退させる。すなわち、上の条項を「無秩序に羅列された異なった文書の寄せ集め」だと批判する一方で、⁽⁸⁷⁾非常に限定的に解釈し、この条項は一般的な信義誠実義務を規

定するのではなく、①効果的な情報および指示の伝達に必要な一切の措置を講ずることと ②病院または受益者に当該契約の利益を十分享受させることについての具体的な信義誠実義務を規定するものであると解釈し、これら具体的な義務についての違反はなく、さらに、減額判断は明示の信義誠実義務の対象として明記されておらず、またその判断を恣意的に行使しないという黙示義務も認められないとして、一審判決を覆したのである。

この事件は、明示の信義則条項が存在した場合であるから、直接 *Yam Seng* 判決の先例的価値に影響を与えるものではないが、リガット裁判官の判決は三名の裁判官のうち二名によって言及されている。

ジャクソン裁判官 (Jackson J.) は、「まず初めに、イギリス契約法には信義誠実という一般原則は存在しないということを確認しておくなければならない」と述べ *Yam Seng* 判決を引用するのだが「もし両当事者がそうした義務を課すことを望む場合には、明示的にそのように課さなければならない」と述べた。⁽⁸⁸⁾ また、ビートソン裁判官 (Beaton J.) は、信義則が「コンテキストに左右される」とリガット裁判官が黙示の信義則について論じたことによれば、これは明示条項の解釈の指針ともなると評価しながら、コンテキストの中で判断する限り、本契約書は詳細なものであり、一般的な信義誠実義務を読み込む余地はないとした。

(2) その他の事件

控訴院レヴェルで *Yam Seng* 事件に言及するのは現在のところ、*Medrest* 事件だけではある。また、批判的であるとしても、*Yam Seng* 事件におけるリガット判決の先例的価値そのものが否定されたわけではない。高等法院においてはリガット判決の引用が続いている。

ガス会社が地域の五五〇〇世帯にガスを供給する契約をめぐる TSG Building Services PLC v South Anglia Housing Ltd 事件⁽⁹⁰⁾では、契約書中には信義誠実という表現は用いられていなかったが「信頼、公正そして相互協力の精神によつて in the spirit of trust, fairness and mutual co-operation」という条項とともに、契約書の別の個所では、いずれの当事者も理由なく契約を終了できると規定されていた。エイケンヘッド裁判官 (Akenhead J.) は、Yam Seng 事件の一四一節に言及しながら「事件と契約はコンテキストに左右されるというのであるから、この極めて啓発的で興味深い判決から、すべての商事契約に一般適用される何らかの原則を導かれるなどというつもりは毛頭ない」とし、⁽⁹¹⁾一般的な信義誠実原則の存在を否定している。さらに、もし仮に一般的誠実義務の存在が認められるとしても、当事者双方はいつにても解除できると明文で合意しており、この明文規定は排除できないとする。

衣料品販売に関するジョイント・ベンチャー契約をめぐる Hamsard 3147 Ltd v Boots UK Ltd 事件⁽⁹²⁾も信義誠実義務に関わる明示条項と黙示条項をめぐる争いであった。訴外会社と被告 Boots 社の二〇〇七年の契約においては「両当事者は、本契約で発生する純益の最大化を確保するため、各々の取引につき互いにオープンかつ協力的な姿勢で取り進むように、本契約の履行に関して、互いに対していつにても信義誠実 (good faith) に行為することを合意する」という明文規定があった。訴外会社が破産手続にはいったことから、事業を引き継いだ原告の Hamsard 社が同じブランド名の衣料品を Boots 社に納入し続けることが二〇〇九年に暫定合意されたが、結局 Boots 社が契約を解除したという事例である。原告は、二〇〇九年の合意が信義誠実義務をうたっていないとしても、信義誠実義務が黙示されると主張したが、ノリス裁判官 (Norris J.) は、Yam Seng 判決は、「商事契約において『信義誠実』という一般義務が存在することが当事者の推定上の意思であるというようなことを定めた先例ではない」とし、⁽⁹³⁾さらにもし仮に一般

的信義誠実義務が存在するとしても、例えば二〇〇七年の契約書でいうところの「互いにオープンかつ協力的」であるという義務は負うことがあっても、互いが「本契約で発生する純益の最大化を確保する」義務は負わないとする。なぜなら、これでは契約の一方当事者が自らの利益より相手の利益を尊重することになりかねない⁽⁹⁴⁾のである。イギリスの裁判官の信義則に対する抵抗感がよく表れているように思われる。契約書で信義誠実義務を定めたとしても、契約自由という大原則が優先するのである。

リガット判決に否定的な判決ばかりが続いているわけでもない。最近の Emirates Trading Agency LLC v Prime Mineral Exports Private Ltd 事件⁽⁹⁵⁾では、仲裁条項中に、「友好的話し合い friendly discussion」がなれることが定められていた事例において、リガット裁判官の判決を「見事な議論 masterly discussion」と称賛しながら⁽⁹⁶⁾、当該条項を信義誠実に協議する条項であった判決がある。ある弁護士は、「この結論は他の法域のアプローチと平仄をあわせ、契約上の黙示の信義誠実義務を認定することについてイギリスの裁判官のなかに高まりつつある関心をおそらく反映するものであろう」と実務における注意を促している⁽⁹⁷⁾。

四　む　す　び

本稿は、イギリスにおける信義誠実義務をめぐる理論状況を紹介するために、最近の高等法院の Yam Seng 事件を主に取り上げた。まず、その前提として、good faith という言葉について、若干の歴史的考察を試みた。多くのイギリスの法律家にとって good faith という言葉は、人の内心に関わる曖昧な日常語であるか、押しつけがましい耳障

りな外来語であるかのいずれかであるように見受けられるが、エクイティの伝統を引き継ぎながら、一九世紀までは一定の役割をはたしてきたことを明らかにしたつもりである。もちろん、結局、法律用語としていったんは完全に忘れ去られた言葉ではあるが、このことを自覚するならば、信義則に対する必要以上の抵抗も和らぎはしないかとも思う。

また、good faithに言及する判例を調査することによって、イギリス独特の言葉の用法も明らかとなった。信義誠実という言葉は、詐欺をしないという段階から情報を包み隠さず提示するという段階までのスケール、あるいは、対抗的に互いの利益を追求するというところから協力し相手の利益をも尊重するというスケールの上を移動する概念であった。昨今では、個別の契約類型で求められる信義則の程度を度外視し、信義則を認めることが、あたかもすべての商事契約において全情報を開示し、自己の利益を犠牲にしなければならないかのような極端な議論が続いていた。

リガット裁判官は、「たとえ任意規定 (default rule) であっても、イギリス法が信義誠実の原則をすべての商事契約の中に法的黙示義務として認める段階に到達しているとは思わない」(二三二節)と抑制的に述べるのではあるが、「ほとんどすべての契約関係の根底にある一般規範の典型は、正直さ (honesty) への期待である」(二三五節)との前提から、「信義誠実が命ずるところは、コンテキストに左右される」(二四一節)と論をすすめ、さらに、信義則上求められる義務の程度は、契約類型と特定のコンテキストによって、「客観的」(二四四節)に定まると考えていたというように読めないだろうか。このように信義則の射程を類型化・具体化することは、とかく内容が空疎になりがちな日本法の信義則を考える上でも参考となるだろう。

ただし、ここでリガット裁判官が信義則を持ち出す理論的根拠として関係的契約論に言及したことは、今後議論を

活性化させることはまちがいないが、後の裁判官たちがほぼ黙殺しているように、簡単に受け入れられるとも思われない。かつて、トイプナーはイギリス人が「単行 (discrete) / 関係 (relational)」といった抽象的区分に依拠することはないと予言していたが、リガット裁判官が例示したジョイント・ベンチャー契約、フランチャイズ契約、そして本件のような長期独占販売契約における判例の動向が注目されるところである。

もっとも、そうした契約において、本件のように数項目の契約書しか交わされないとすることも想定しがたい。おそらく Boots 事件のように、引き続き明示の信義誠実条項の解釈が争われていくだろう。ウィタッカーが予測するように、信義誠実排除条項を挿入する慣行が行われるかはさておき、契約当事者が信義誠実条項の挿入を望む場合、ソリシターが Medieser 事件にならって、適用対象のごく狭い条項を提案することは大いにありうることである。このこと自体、信義誠実に対するイギリスの法律家の「共通の価値観」のあらわれであって、一朝一夕に変化がおとずれるとも思えないが、すでに一定の契約類型で信義則が認められている以上、Yam Seng 事件を契機として、事実上の黙示という伝統的な手法に則り、その適用範囲が漸進的に広がる可能性は残されているように思われる。後の裁判官たちが口をそろえるように二〇一三年一月の Yam Seng 事件において、イギリスにおいて一般的な信義誠実義務の存在が確認されたとは決していえないし、むしろ反対の声が増したとさえ思われるが、この言葉の認知度は確実に高まっている。二〇一三年三月には、法律委員会もかつては意味不明瞭としていたこの good faith という言葉の使用につき態度を軟化させているという⁽⁹⁸⁾。イギリス法の今後の展開を見守っていききたい。

(1) 鳩山秀夫『債権法における信義誠実の原則』(一九五五年)二五一頁以下。なお、法学協会雑誌における初出は一九二四年。

牧野英一「民法の基本問題 第四 信義則に関する若干の考察」(一九三六年) 九四頁以下。

- (2) 牧野・同書・一一〇頁。
- (3) 廣峰正子「信義則再考—わが国の最高裁判例にみる信義則の役割」『立命館法学』三〇五号(二〇〇六年)、九九頁、一二八頁。
- (4) See e.g. Evan McKendrick, *Contract Law*, 10th edn (2013) at 219, John Cartwright, *An Introduction to the English Law of Contract for the Civil Lawyer*, 2nd edn (2013) at 61, 島田真琴「イギリス法との比較による債権法改正基本方針の検討—国際取引法務の観点から」『慶応法学』一九号(二〇一一年) 四七一頁、四八七頁参照。
- (5) 例外は、Raphael Powell, 'Good Faith in Contracts' (1956) 9 C.L.P. 16 であり、ロンドン大学ローマ法講座教授就任演説において、信義誠実の原則を歴史的視点から説明した。このテーマを選んだパウエルの慧眼には驚かされるが、発表当時この論文はほとんど注目を集めることはなかった。なおパウエルの見解については、船越優子「ロモン・ローにおける信義誠実の原則の展開」『神戸法学雑誌』五五巻二号(二〇〇五年) 二二〇頁、二二七頁以下参照。また、判例としては、一九七一年に *Leasehold Reform Act 1967* § Sch 3, para. 4(1) の 'in good faith' の解釈をめぐって争われた *Central Estates (Belgravia) Ltd v Woolgar*, *Liverpool Corporation v Husan* [1972] 1 Q.B. 48 があげられ、この言葉が完全に取れ去られる様子は痛々しく、*オックスフォード英語辞典* の「約束を締結するものの意思の正直や honesty of intention in entering into engagements」という定義などを手がかりに議論はすすみ、信義誠実とは正直さであるという理解に落ち着くのである。
- (6) 例として、Jack Beatson & Daniel Friedmann (eds), *Good Faith and Fault in Contract Law* (1995), Roger Brownsword, Norman Hird & Geraint Howells (eds), *Good Faith in Contract-Concept and Context* (1999), A.D.M. Forte (ed), *Good Faith in Contract and Property* (1999) をあげ、*Reinhard Zimmermann & Simon Whitaker* (eds), *Good Faith in European Contract Law* (2000) を加えてみる。
- (7) *Commercial Agents (Council Directive) Regulations 1993*
Reg. 3 (1) In performing his activities a commercial agent must look after the interests of his principal and act dutifully and in good faith.
Reg. 4 (1) In his relations with his commercial agent a principal must act dutifully and in good faith. Unfair Terms in

Consumer Contracts Regulations 1994.

Reg. 4 (1) In these Regulations, subject to paragraphs (2) and (3) below, "unfair term" means any term which contrary to the requirement of good faith causes a significant imbalance in the parties' rights and obligations under the contract to the detriment of the consumer.

(2) An assessment of the unfair nature of a term shall be made taking into account the nature of the goods or services for which the contract was concluded and referring, as at the time of the conclusion of the contract, to all circumstances attending the conclusion of the contract and to all the other terms of the contract or of another contract on which it is dependent.

(3) In determining whether a term satisfies the requirement of good faith, regard shall be had in particular to the matters specified in Schedule 2 to these Regulations.

- (8) イギリスの学者の典型的態度を解説するものとして、幡新大実『イギリス債権法』(二〇一〇年)二九頁以下参照。「契約内容といえば法の文面に明記されたことに限られ、『法の一般原則』や『公正』や『正義』などという雲をつかむような抽象概念から当事者の思いもよらない解釈が事後的に生まれる危険性が少ないことも、イギリス契約法の国際的信頼性につながっている」とイギリス人は考えている(同三二頁)という理解はスタートラインとして重要である。島田教授も「その頑固さが、イギリス法の法的安定性に対する取引社会の信頼を生んでいる」と指摘する。島田・前掲注(4)四七三頁。また、一九九九年規則についてであるが、島田教授は「この法律によって、信義則 (good faith) という大陸法 (civil law) 上の概念が初めてイギリスに導入されたことになるが、good faith の定義規定が設けられていないし、これに関する判例もないので、イギリス法上、この語句が何を意味するのか、未だ不明である」と説明されている。島田真琴『国際取引のためのイギリス法』(二〇〇六年)一四二頁。

(9) OED の Good Faith の項を参照。

(10) なお、OED は「当初から、誠実さの客観的側面 (the objective aspect of confidence) を表していたと説明する。

(11) See Powell, *supra* note 5, at 22.

(12) 以下の判例からの抜粋は William Paley Baildon (ed), *Select Cases in Chancery*, A.D. 1364-1471, (1896) による。事件の

イギリス契約法における信義誠実の原則 (北井)

タイトルは冗長でもあり、また参照の役にたつとも思われない。ここでは便宜的に同書の事件番号と推定年代のみを注記することにした。同書、一九番、一三九六年より後。

- (13) 同書、二七番、一三九七年。
- (14) 同書、三八番、一三九八年より後。
- (15) 同書、三九番、一三九八年より後。
- (16) 同書、一四五番、おそらく一四六四年。
- (17) 同書、一二三番、一五世紀。
- (18) 同書、一四一番、一四五六年。なお、この時代はまだ英語の綴りは一定しないが、このあたりから次第に表現は 'as good faith and conscience require' におちつく。例えば、同書、一四四番、一四六番。
- (19) 本稿では立ち入らないが、日本語の文献としてはさしあたり、望月礼二郎『英米法』（一九九七年）三二八頁以下参照。
- (20) Powell, *supra* note 5, at 23.
- (21) Hutchins v Player, Chamberlain of London (1663) Bridgman, O. 272.
- (22) R v Sir Thomas Harrison, Chamberlain of London (1762) 3 Burrow 1322.
- (23) 「厳格な法は良心と信義誠実に反する」という主張は、コモン・ロー裁判所でもなされることがあった。Howard v Baillie (1796) 2 Blackstone (H.) 618. また、債権譲渡のように両裁判所が関与する場面においては、民訴裁判所が「当法廷は、多くの事件において、信義誠実に反すると思われる場合、コモン・ロー上の有利さに一方当事者が乗じることを拒否してきた」と判示したこともある。Sarah Legh v Frances Legh (1799) 1 Bosanquet and Puller 447. さらに、一九世紀には「いても、エキイティが語られることは皆無ではなかった。動産売買において、買主が代金未払いのまま破産したような場合には、売主に引渡し義務が発生しないことの理由として、言うことが「衡平と信義誠実に合致する consistent with equity and good faith」²⁴ された²⁵」。Hawes v Watson (1823) Ryan & Moody 6.
- (24) (1766) 3 Burr. 1905.
- (25) Pearce v Waring (1737) 1 Bosanquet and Puller 447.
- (26) 例えば、マケンドリックが good faith を彼の教科書 Contract Law の Chapter 12. A duty to disclose material facts? で議

論していることは、イギリス法のそうした特徴を踏まえることなのである。

- (27) 例えば、McKendrick, 'Good Faith : A Matter of Principle?' in A. D. M. Forte (ed.), *Good Faith in Contract and Property* (1999), at 45.
- (28) さらに、保険会社に有利に展開していくことについては、P. S. Atiyah, *The Rise and Fall of Freedom of Contract* (1979) at 168 参照。
- (29) 例えば、一七九二年にケニヨン裁判官 (Lord Kenyon) は、船の売買におけるその隠れたる瑕疵をめぐって「すべての種類の契約において、裁判所が正直と信義誠実の遵守 (the observance of honesty and good faith) を命ずることは最も重要である」と述べ、売主はすべての瑕疵を相手に告げるべきであったとした。Melish v Mottaux (1792) Peake 156. また、一八一八年に王座裁判所は、賃貸借の売買において、すでに地主から土地の占有回復の通知がなされていた場合に「そのような取引においては、信義誠実が最も重要であって、売主またはその代理人はかかる通知があったという事実を買主に伝達する義務を負っていた」と判示している。Stevens v Adamson (1818) 2 Starkie 422. また、少数意見にとどまったが、一八四〇年、アビンジャー裁判官 (Lord Abinger) は「信義誠実、それはすべての契約の基礎である」として、売主の代理人が不動産の瑕疵を知らずになした (本人は知りながら隠していた) 売買契約を取消しうることを述べている。Confoot v Powke (1840) 6 Meeson and Welsby 358.
- (30) Mogridge v Clapp [1892] 3 Ch. 382. なお「悪意」と訳しているが、この場合の悪意とは害意という意味である。
- (31) Hugh Collins, *The Law of Contract*, 4th edn (2003) at 181. もうひとつ、コリンズはこれでは曖昧で狭すぎるとしてこの言葉を使うことに批判的ではある。もうひとつ、コリンズ自身は念頭においては、正直という言葉には法的には別の含みもあることについてここで簡単にふれておきたい。あるいは good faith にはいま一つの意味の系統があるところの方がよいかもしれない。一九七九年動産売買法第六一条第三項は、「ある事柄は、実際に正直に (honestly) なされた場合、過失の有無を問わず、本法においては、善意で (in good faith) なされたものとみなす」と規定するが、この場合の「正直に」というのは、いわゆる「善意」という意味である。一九九〇年代までは、法律家は good faith といえば、まず「善意」という意味で理解しつつあった。See Roger Brownsword, *Positive, Negative, Neutral : the Reception of Good Faith in English Contract Law* in Roger Brownsword, Norman Hird & Geraint Howells (eds), *Good Faith in Contract - Concept*

and Context (1999) at 14. 今日でもラテン語の *bona fide(s)* がまだ使用されることもあるが、英語の *good faith* も一九世紀には頻繁に使われるようになった。「ある動産を売却権限のない者から、善意で (in good faith) 取得することは、真の所有者との関係において横領とはならぬ」(Hilbery v Hutton (1864) 2 Hurstine and Colman 822) とか「被告は公然かつ善意に三〇年以上にわたり保有・占有していた」(James Macdonald v James Lambe (1867) IV Moore, P.C. N.S. 486) という場合である。さらに、「動産・不動産の譲渡・占有の場面だけでなく、正直に知らないという含みで「不実表示であっても、善意でなされ、不実であることを知らなかったときは、訴権の根拠を与えない」(Collen v Wright (1857) 8 Ellis and Blackburn 647) というような場合もある。いわゆる善意不実表示の「善意」である。「もし善意に相手方の無能力を知らずに締結したならば」(Moulton v Camroux (1848) 2 Exchange Reports (Welsby, Hurstine and Gordon) 487) という例もある。日本語では、おそらくドイツ法の影響もあって信義誠実と善意とに訳し分けるが、同じ言葉であることも忘れてはならないだろう。牧野・前掲注(一)一〇六頁参照。

- (32) Chitty on Contracts, 31st edn (2013) at para. 1-045.
- (33) Blisset v Daniel (1853) 10 Hare 493.
- (34) O'Neill v Phillips [1999] UKHL 24.
- (35) 黙示条項については、ヒュー・コリンズ(イギリス労働法研究会訳)『イギリス雇用法』(二〇〇八年)三八頁以下参照。
- (36) 使用人が雇主の顧客情報を独立後に使用するため書き写した事件において、エシャー記録長官が、使用人が雇主に對して信義誠実に振る舞う黙示義務を負うとしながら「コモン・ローは、確かに、この問題を黙示契約の観点から捉えるのであって、当該取引の一部をなす約束、すなわち、信義誠実―これは当該取引を効果的 (effective) なものとするために必要である―の一部として公正に黙示される約束の存在を前提とする」と述べていたことは注目されよう。Robb v Green [1895] 2 QB315.
- (37) 小宮文人『イギリス労働法入門』(一九九六年)六三三頁参照。Woods v Car Services [1982] IRLR 413 (CA).
- (38) Malik v Bank of Credit and Commerce International SA [1998] A.C. 20.
- (39) Horkulak v Cantor Fitzgerald International [2004] EWCA Civ 1287.
- (40) 日本では早くから、当事者の合意によっては左右されない客観的義務として相手方の利益を侵害しない信義則上の付随義

務が提唱されてきた。毛塚勝利「労働契約と組合活動の法理」『日本労働法学会誌』五七号（一九八一年）三二頁。イギリスでは good faith のもと現代的語感から、主観的なものとみなされる傾向が強い。

- (41) Chitty, *supra* note 32, at para. 1-044.
- (42) McKendrick, *supra* note 4, at 221.
- (43) William Henry Blachford and Margaret Susan his Wife (Heiress-at-law of Thomas Henry Skinner, deceased) v Catherine Christian (1829) 1 Knapp 73.
- (44) McKendrick, *supra* note 4, at 221.
- (45) 表示による禁反言に関し、枢密院は「信義誠実とエクイティに基礎をおく、コモン・ロー (the law) 上のよく知られた原理、すなわちコモン・ローとエクイティに等しく共通する原理によれば、ある者が他人に虚偽の表示をなし、相手方がこれにもとづいて行為した場合、表示をなしたその者は、もはや自らの述べたことは虚偽であったと主張することは許されない」と判示している。Jordan v Money (1854) V House of Lords Cases (Clark's) 185. また、「いわゆる表見代理とみるべきケースにおいて「本人は、代理人の一般権限の範囲で、代理人の行為に拘束されると判示しなければならないというのが、信義誠実の命ずる (good faith requires) ところである」とする。Grant v Norway (1851) 10 Common Bench Reports 665.
- (46) Union Eagle Ltd v Golden Achievement Ltd [1997] UKPC 5. わが国の大判大九年二月一八日民録二六輯一九四七頁と比較されたい。なお、本件に初めて注目し、信義則の議論に先鞭をつけたのは、牧野英一である。牧野英一「法律における具体的妥当性」『法学志林』二四卷一〇号・三三三頁（一九三二年）。
- (47) Interfoto Picture Library Ltd v Stiletto Visual Programmes Ltd [1987] EWCA Civ 6.
- (48) [1992] 2 A.C. 128. 本件については、木原浩之「契約の拘束力の基礎としての「意思」の歴史的解釈とその現代における再評価 (三) — 第一次契約法リステイトメント・UCC 第二編・第二次契約法リステイトメントをマイル・ストーンとして」『亜細亜法学』四〇巻一号（二〇〇五年）一七三頁、一九七頁以下参照。
- (49) Walford v Miles (1991) 62 P. & C.R. 410.
- (50) [2005] EWCA Civ 891.

- (51) Johan Steyn, 'Contract Law: Fulfilling the Reasonable Expectations of Honest Men' (1997) 113 L.Q.R. 433.
- (52) [2007] EWHC 1330 (Ch).
- (53) [2010] EWHC 323 (TCC).
- (54) CPC Group Ltd v Qatari Diar Real Estate Investment Co [2010] EWHC 1535 (Ch).
- (55) [2013] EWHC 111 (QB).
- (56) Andrew Burrows, *A Casebook on Contract*, 4th edn (2013) at 211.
- (57) アメリカ法にうつて、船越・前掲注(5)二四三頁以下および木原・前掲注(48)二〇八頁参照。
- (58) Burrows, *supra* note 56, at 211.
- (59) リガット裁判官自身は、この用語は使っていないが、同趣旨のことを述べている。条項が黙示されるルールについては、幡新・前掲注(8)二六二頁参照。
- (60) HH Casualty v Chase Manhattan Bank [2003] 2 Lloyd's Rep 61.
- (61) 田中英夫編『英米法辞典』の *good faith and fair dealing* の項を参照。
- (62) 前掲・注(9)の *Good Faith in European Contract Law* の編者による。
- (63) Simon Whittaker, 'Good Faith, Implied Terms and Commercial Contracts' (2013) 129 L.Q.R. 463.
- (64) *Id.* at 464.
- (65) *Id.* at 466.
- (66) *Id.* at 468.
- (67) *Id.* at 469.
- (68) マクニールの関係的契約論は、内田貴教授が『契約の再生』(一九九〇年)で日本法の問題関心に引きつけてわが国にはじめて紹介し、さらにマクニールに薫陶を受けた吉田邦彦教授が、その理論の正確な姿を明らかにしている。吉田邦彦「アメリカ契約法学における損害賠償利益論―「法と社会」批判研究瞥見」『アメリカ法』「一九九二―二〇〇四」二四六頁。筆者には、その後のわが国における議論に立ち入る能力もないし、イギリスの学者の関係的契約理論をここで検討する余裕もない。あえて指摘するならば、棚瀬孝雄「関係的契約論と法秩序観」棚瀬孝雄編『契約法理と契約慣行』(一九九九年)所収で分析す

る関係的契約論に関するアメリカ法についての記述、例えば「アメリカでは、法実務ばかりでなく、一般の法学者の中にもかなり抵抗が強い」(二頁)、「アメリカでは、継続的取引という事実があってもそれを一般的契約法理とは異なる法理で規律することに強い拒否反応がある」(一一頁)、「市場信奉的な見方は、契約法理の議論では日本ではほとんど聞かないのに対し、アメリカでは今でも圧倒的に強いのである」(三二頁)というような記述は、「アメリカでは」を「イギリスでは」と読み換えればそのまま通用するものであり、大いに示唆に富む。そして、イギリスの方がこうした傾向は強く、このことはイギリスの学者の関係的契約理論にも影響を与えているように思われる。

- (69) D. Campbell, L. Mulcahy & S. Wheeler (eds), *Changing Concepts of Contract: Essays in Honour of Iain Macneil* (2013).
- (70) David Campbell, 'Good Faith and Ubiquity of the Relational Contract' (2014) 77 *MLR*, 460.
- (71) [2001] *EWCA Civ* 274. 原告は契約期間について契約書をとくに交わすことなく、大手の百貨店に衣料品を三〇年以上継続的に納入してきたが、百貨店側から突如取引中止が告げられたという事件であり、原告は信義則上の黙示義務として相当の予告期間を求めたが、これが認められなかったという事件である。おそらく日本では原告の主張は認められたものと思われる。なお、本件の百貨店側の代理人のひとりにはバロウズ (Andrew Burrows) であった。
- (72) Campbell, *supra* note 70 at 477.
- (73) Evan McKendrick, 'Long-term Contracts in English Law' in Jack Beatson & Daniel Friedmann (eds), *Good Faith and Fault in Contract Law* (1995) at 332.
- (74) Campbell, *supra* note 70 at 479.
- (75) *Id.* at 482.
- (76) *Id.* at 486.
- (77) *Id.* at 487.
- (78) *Id.* at 489.
- (79) *Id.* at 483.
- (80) *Id.* at 481.
- (81) McKendrick, *supra* note 4 at 219.

- (82) [2012] All ER Rev. at 113. 5111の判例は、Shaker v Vistal et Gourn Holding SA [2012] EWHC 1329 (Comm) である。交渉段階の信義誠実条項に関するものであったが、条項の効力は認められなかった。
- (83) [2012] EWHC 781 (QB).
- (84) 本規定の翻訳は難しい。裁判ではまさに、「この英文がどこで切れるかについて当事者が争っている。請負業者側は、good faithの後のandで大きく意味が区切られ、①信義誠実に協力することと②二つの具体的事項につき必要な措置を講ずることが規定されていると主張し、第一審でもそのように理解されたが、トラスト側は、二つの具体的事項について信義誠実に協力し必要な措置を講ずる旨規定されていると主張した。控訴院もこの読み方を採用しており、不自然だがそのように訳しつある。
- (85) Id. at [119].
- (86) Mid Essex Hospital Services NHS Trust v Compass Group [2013] EWCA Civ 200.
- (87) Id. at [97].
- (88) Id. at [105].
- (89) Id. at [150]. ヒートンンは二〇〇三年までケンブリッジ大学の契約法の教授であった。前掲・注(6)のGood Faith and Fault in Contract Law (1995) の編者である。
- (90) [2013] EWHC 1151 (TCC).
- (91) Id. at [46]. 544 Greenlose Ltd v National Westminster Bank Plc [2014] EWHC 1156 (Ch) は、「リガット裁判官の判決は「すべての商事的契約に適用可能な一般原則を打ち立てたものとみなされるべきではない」として、TSG判決を踏襲する。」
- (92) [2013] EWHC 3251 (Pat).
- (93) Id. at [86].
- (94) Id. at [92].
- (95) [2014] EWHC 2104 (Comm).
- (96) Id. at [51].

- (97) Raymond L. Sweigart, 'English Contract Law: Has the Camel's Nose of "Good Faith" Crept Under the Tent Flap?' <<http://www.thelawyer.com/briefings/english-contract-law-has-the-camel-s-nose-of-good-faith-crept-under-the-tent-flap/3023311.article>>
- (98) Gunther Teubner, 'Legal Irritants : Good Faith in British Law or How Unifying Law Ends up in New Divergences' (1996) 61 MLR.11, 21.
- (99) イギリスの弁護士は、そのような慣行は想像できないとする。Alistair Maughan & Sarah Wells, 'Good Faith Obligations in English Law' (2013) <<http://www.mofajp/topics/legal-updates/tcb/20130731.html>> なお、この論文は日本語に翻訳されている。著者たちは、ディケンズの「イギリス法が一つ偉大なところは、それ自身のために仕事をすることである」という名言をいまなお真実であるとして引用するが、本件以降の契約書作成実務を考えると、ときに示唆に富む。また、ディケンズがここでは一九世紀の大法官裁判所を批判しているところも味わい深い。
- (100) Cartwright, *supra* note 4, at 63.

(本学教授)